

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン

FUKUOKA

2026

2

Issue ● 386



2025年度(第31回)都市ビル環境の日
第18回「子ども絵画コンクール」最優秀賞作品
『すみからすみまで自動でおそうじ』青山 千紗さん (合岩小学校6年)

編集・発行/公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



表紙の写真

裸ん行 大川市大字酒見726-1(風浪宮とその周辺)

Photographer: たかちゃん

毎年2月9日から11日まで、筑後地方の三大祭りの一つに数えられる風浪宮大祭が盛大に行われ、多くの参拝客で賑わいます。その祭りの神事の皮切りに行われるのが「裸ん行」です。締め込み姿にねじり鉢巻、白足袋の出で立ちの若者が片手にたいまつを灯し、樽御輿を担ぎ、邪気退散と書いた「大うちわ」を先頭に、若津神社から風浪宮まで約3キロの道のりを「ワッショイ!ワッショイ!」という掛け声とともに勇ましく駆け抜けます。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化!

【大・中堅企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の **最大 35%** を税額控除 ※1

【中 小 企 業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の **最大 45%** を税額控除 ※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞
(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件(賃上げ要件)

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②(新設)
子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業または個人事業主※4

中小企業も
活用可能!

全企業向け

継続雇用者の 給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ※1
+3%	10%
+4%	15%
+5%(新設)	20%
+7%(新設)	25%

前年度比+10%
⇒税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒税額控除率を5%上乗せ

中小企業も
活用可能!

中堅企業向け(新設)

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業または個人事業主※5
(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く)

継続雇用者の 給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ※1
+3%	10%
+4%	25%

前年度比+10%
⇒税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒税額控除率を5%上乗せ

中小企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)または従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額(前年度比)	税額控除率 ※1
+1.5%	15%
+2.5%	30%

前年度比+5%
⇒税額控除率を
10%上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰り越しが可能※6(新設)

中小企業は要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。

※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のどちらかに当てはまる企業または従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。

※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※6 未控除額を翌年度以降に繰り越し場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

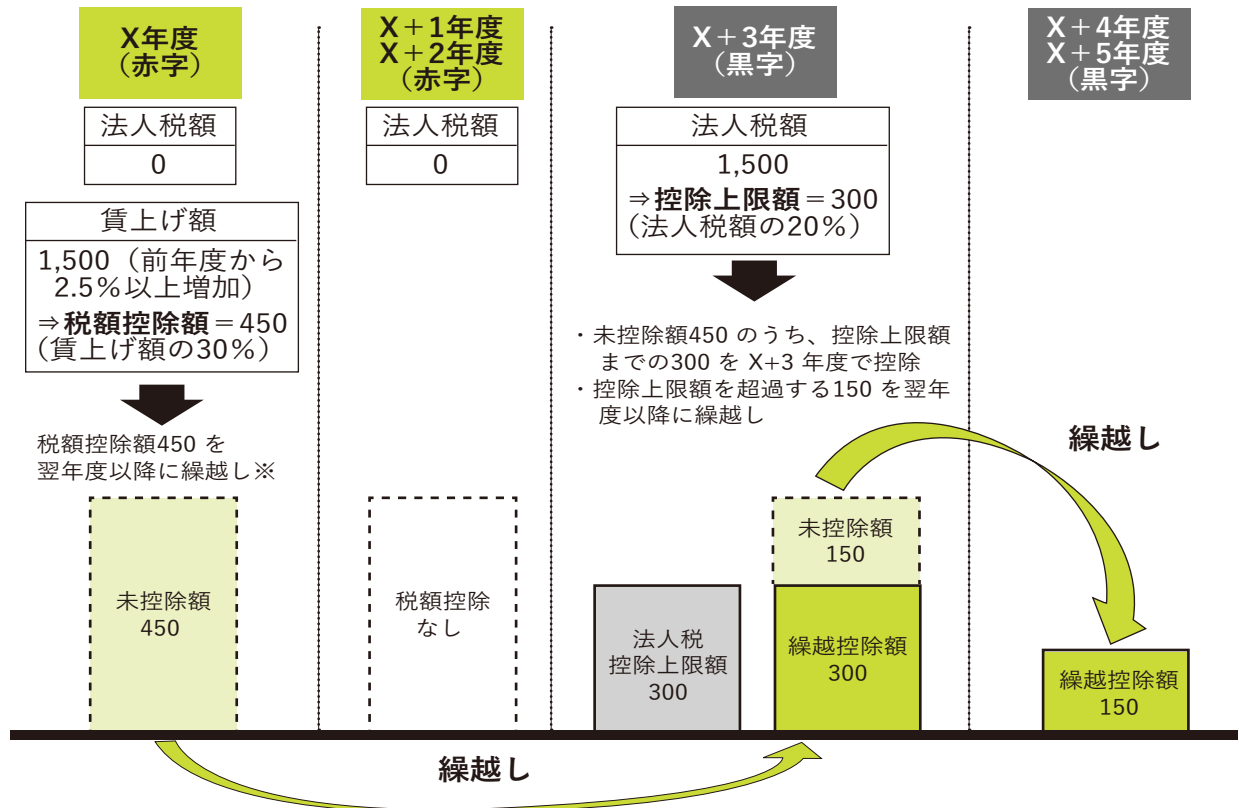
大企業・
中堅企業向け
はこちら

中小企業向け
はこちら



繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



※未控除額を翌年度以降に繰り越し場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

用語の説明

■給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

■継続雇用者の給与等支給額【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

■教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

■子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPをご確認ください。

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



■中小企業者等【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

◆同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

◆2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

ビルクリーニングサービスグランプリ

BUILDING SERVICES GRAND PRIX 2025

開 催

主催：(公社)全国ビルメンテナンス協会



▲選手宣誓を行う東洋ビル管理（株）の中尾勇太選手

令和7年11月19日（水）～21日（金）の3日間、東京ビッグサイトにおいて「ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXPO2025」が開催されました。

今回は、約150社370ブースの出展と、講演会として40セッション以上がありました。多くの方が来場されており、新製品や様々な技術を用いたサービス等を各社がアピールされ、活気のある展示会となりました。



▲試合前の会場の様子

ビルメンヒューマンフェアにおいて、1989年11月より2年に1度実施されてきた「全国ビルクリーニング技能競技大会」が「ビルクリーニングサービスグランプリ」と名称も新たに、これまでの清掃技術だけでなく、選手が提供する「清掃サービスの成果（顧客価値・顧客満足）」を競い合う未来志向の大会となり、全国から22チームが出場しました。

福岡県協会の会員からは、東洋ビル管理株式会社がチーム名「BONA（ポーナ）」で出場されました。また、開会式においては同社の中尾勇太さんが力強い選手宣誓をされ、2日間にわたり白熱したパフォーマンスが繰り広げられました。

なお、熱戦の様子は(公社)全国ビルメンテナンス協会のWEBサイトにおいて動画配信されていますので、是非ご覧ください。

ビルクリーニングサービスグランプリに参加して

東洋ビル管理株式会社 西田光博

ビルクリーニングサービスグランプリに参加する機会を得て、私たちは自身の清掃技術を磨くだけでなく、サービス業に携わる者としての姿勢や心構えについても大きな学びを得ました。参加者同士が技術を競い合い、情報交換を行う貴重な場となりました。

サービスグランプリに参加した理由は、「顧客価値・顧客満足」の視点でサービスの優劣を競う趣旨に参加してみたいという思いと、業界のトップレベルの方々と交流を深めたいという願いからでした。

グランプリに向けての準備期間は、同業者のご協力を得て清掃手順の見直しや、使用する道具の選定、時間管理の工夫など、細部にまで意識を向けることが求められました。また、同僚や先輩からアドバイスをもらい、チームワークの重要性も再認識しました。



▲競技中の模様

大会当日は、多くの参加者が集まり、会場は熱気に包まれていました。審査員の厳しい目が光る中で、限られた時間内にどれだけ効率的かつ丁寧に清掃できるかが問われました。緊張しながらも、今までの経験と練習の成果を最大限

に発揮できたと思います。

大会を通じて、清掃という仕事の奥深さを改めて感じました。

ただ汚れを落とすだけではなく、

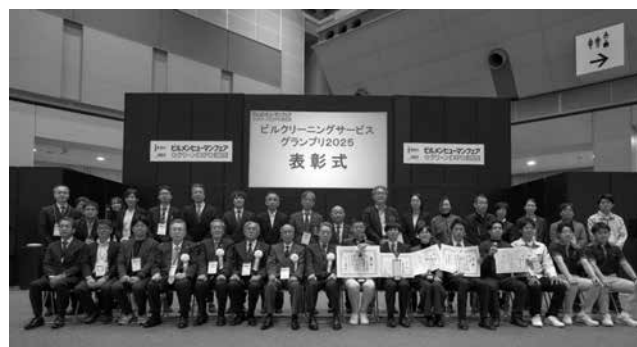
利用者が快適に過ごせる空間を提供するための気配りや、環境に配慮した作業方法の工夫が必要だということに気づきました。また、他の参加者の技術や工夫からも多くの刺激を受けました。

このグランプリで得た経験を活かし、今後はさらなる技術向上を目指すとともに、後輩の指導やチーム全体のレベルアップにも貢献したいと考えています。また、清掃業の魅力を多くの人に伝え、業界の発展にも寄与していきたいと思っています。

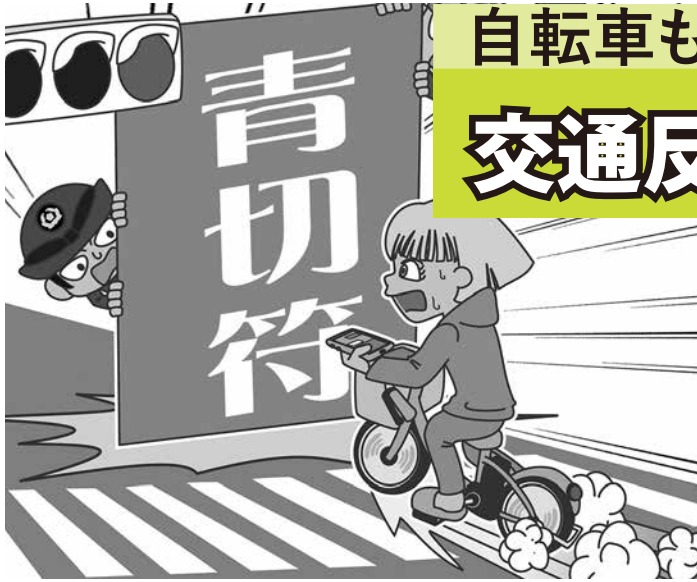
ビルクリーニングサービスグランプリへの参加は、私たちにとって大きな成長の機会となりました。挑戦する勇気と、努力を続ける大切さを実感し、清掃業に携わる誇りを改めて感じています。これからも、より良いサービスを提供できるよう精進してまいります。



▲競技中の模様



▲表彰式



自転車も…

交通反則通告制度開始

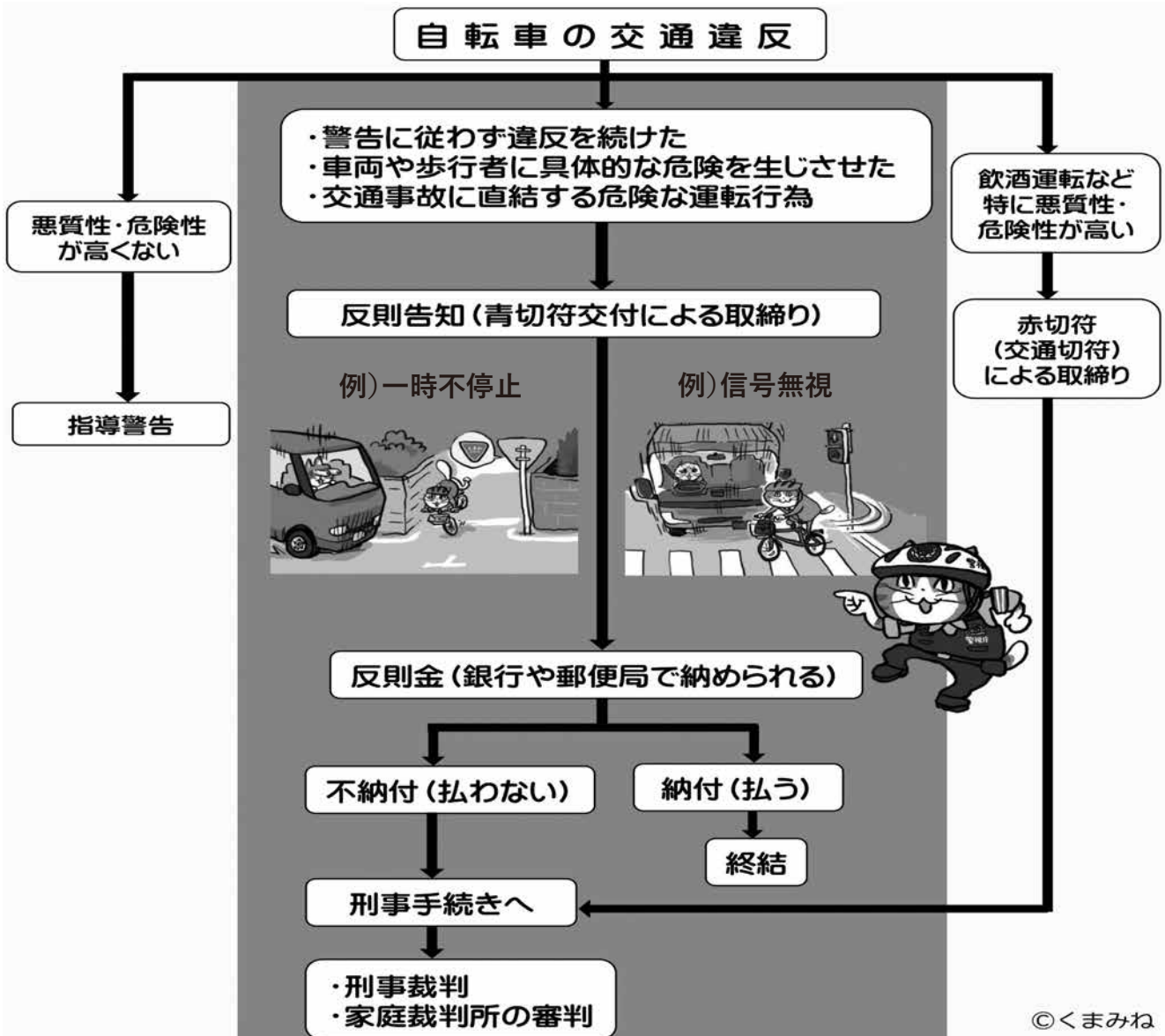
2026年4月1日

※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がおかした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

警視庁交通部

交通反則通告制度とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結されるという制度です。



©くまみね

「客室清掃の魔法3」

最強の清掃チームの作り方

▶ テーマ/スタッフ定着のカギ①



編著：(株)セイビ九州
マンガ：松本康史



▶ 次回は「スタッフ定着のカギ②」を掲載します。

5.22

令和8年度
定時社員総会のお知らせ
(事前)

日 時 ■ 令和8年5月22日(金) 15:30～(予定)
 会 場 ■ ザ・ベーシックス福岡
(福岡市博多区博多駅東 2-14-1)

賛助会員に関する各種変更のお知らせ

アイリスオーヤマ株式会社

■ 変更事項 **協会担当者**
 ■ 変 更 日 令和8年1月1日
 【新】福岡営業所 江口 翔吾
 shogo_eguchi@irisohyama.co.jp
 【旧】支店長 山際 雅人
 masato_yamagiwa@irisohyama.co.jp



2 月 行 事 予 定

3	火	防除作業従事者研修 (北九州会場) 於：北九州パレス
9	月	13:00～PFASについての勉強会 於：福岡県自治会館
12	木	防除作業従事者研修 (久留米会場) 於：久留米地域職業訓練センター
17	火	清掃作業従事者研修 (集合教育) 基礎コース I (福岡会場) 於：サワラピア (福岡県立ももち文化センター)
19	木	14:00～第183回理事会 於：県協会会議室
25	水	防除作業従事者研修 (福岡会場) 於：サワラピア (福岡県立ももち文化センター)

令和7年度 **安全は 一人ひとりが責任者** 株式会社 ミカサ
安全標語優秀作品 **いつも心に危険予知** 井場 真佐江
 優秀賞

<令和7年度11月分> 労働災害発生状況 労働福祉委員会調査 ※()内は前年同月の状況

安全
第一

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	4(1)	6(6)	1(5)				1(2)	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人				1(3)	(1)	(1)	2(2)	15(21)

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人	(1)			1(3)	3(2)	3(2)	8(13)	15(21)

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	3(7)	2(3)	2(4)	1(5)	5(2)	2		15(21)

第71回 福岡県BM協会ゴルフ会開催 ■開催日:令和7年12月12日(金) ■参加者:27名
 ■場 所:福岡カンツリー倶楽部 和白コース



the Winner
ご挨拶
 (株)九州総合管理
中村 政行



今回2回目の参加になりました、(株)九州総合管理の中村です。前日までの天気予報ではすごく寒い、との予報でしたので身体が動くか心配でしたが、当日は天気も良く、またメンバーにも恵まれて楽しくゴルフをする事ができました。出入りの激しいゴルフでしたが、運よくハンドも味方につけて優勝させていただきました。ありがとうございます。優勝賞品でいただきました「あか牛のステーキ」も早速家

族でいただき、優勝と美味しいお肉の二重の喜びでした。ご一緒させていただいた馬場さん、行平さん、下村さん、楽しい雰囲気の中でプレーさせていただきありがとうございます。幹事の重藤様をはじめ運営の皆様、お忙しい中ありがとうございました。最後に、福岡県BM協会ゴルフ会が末永く続く事、皆様のご発展とご多幸を祈念いたしまして挨拶に代えさせていただきます。